後見制度支援預金商品概要説明書

令和3年4月1日現在

	令和3年4月1日現在
商品名	・ 後見制度支援預金(普通預金または無利息型普通預金)
販売対象	・ 個人のうち、家庭裁判所から「指示書」の交付を受けた方
期間	・ 期間の定めはございません
預入	
(1)預入方法	・ 随時預け入れできます(ただし、家庭裁判所からの「指示書」の提出が必要となります)
(2)預入金額	1円以上
(3)預入単位	1円単位
払戻方法	・ 随時払戻しできます。(ただし、家庭裁判所からの「指示書」の提出が必要となります) ①払 戻 し・・・入院費等の一時的な支出が発生した場合等において、家庭裁判所が必要
	と認めた際に交付されます。
	②定期送金・・・定額自動振込により、指定された間隔および指定された金額を「後見制度支援預金口座から成年後見人が日常管理している口座(生活資金等)へ定期的に交付する必要がある」と家庭裁判所が認めた際に「指示書」
	が交付されます。
	・現金でのお支払いはできません。(別管理口座への振替となります。)
利 息	・ 変動金利 (無利息型の場合は、金利はつきません)
(1)適用金利	・ 毎日の店頭表示の普通預金利率を適用します。
	・ 年2回(2月、8月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。
(2)利払方法	・ 毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円とした 1 年 365 日とする日割計
(3)計算方法	算により算出します。
税金	・ 国税 15.315%、地方税 5%が源泉分離課税されます。
	(ただし、マル優をご利用の場合は除きます。)
	・ 無利息型の場合は、利息がつかないので税金はかかりません。
手数料	・ 口座開設手数料55,000円(税込)
	・ 解約に伴う手数料および管理手数料はかかりません。
	・ 当金庫所定の為替・預金関連手数料が必要となる場合があります。
付加できる	指示書の指示内容によるお取り扱いのみとなります。
特約事項	
中途解約時	
の取扱い	
金利情報の	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
入手方法	
/ 1 / 1 / 1	 苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス課
 苦情処理措置・	(9 時~17 時、電話:0120-114-943) にお申し出ください。
紛争解決措置	紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、
70 于所久16 恒	第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図
	ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記
	総務部コンプライアンス課または全国しんきん相談所(9 時~17 時、電話:
	03-3517-5825) にお申し出ください。また、各弁護士会に直接申し立てていた
	だくことも可能です。尚、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の
	お客さまにもご利用いただけます。その際には、下記の方法によりお客さまの
	アクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等もご利用可能です。
	・ 現地調停 東京三弁護士会の調停人とそれ以外の調停人がテレビ会議シス
	テム等を用いて紛争の解決にあたります。
	例) 長野県弁護士会で現地調停を行う。
	・ 移管調停 当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を
	移管します。
	例) 愛知県弁護士会に移管調停する。 次項へつづきます。
]



その他参考 となる事項

- ・本商品は、成年後見人、未成年後見人のみお取扱いができるものとし、「保佐人」「補助人」 「任意後見人」はお取扱できません。
- ・ 本商品は口座取引店のみのお取扱となります。
- ・ キャッシュカードは発行しません。また通帳によるATMでのご利用はできません。
- ・ 公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取、インターネットバンキング契約はできません。
- 「総合口座」のお取扱いはできません。
- ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。(無利息型の場合は全額が保護されます。)

IIDA SHİNKİN BANK 飯田信用金庫